

入院時食事療養費に係る食事療養費及び生活療養の費用の額の算定に関する基準

(平成 18 年 3 月 6 日 厚生労働省公示第 99 号)
(最終改定:令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省公示第 64 号)

令和 6 年 6 月 1 日から適用する。ただし、同年 5 月 31 日以前に行われていた入院時食事療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準

- 一 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養に係る生活療養の費用に額は、別表より算定した額とする。
- 二 別表第一の 1 及び第二の 1 における届出については、届出を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長または地方厚生局長(以下「地方厚生局長等」という)に対して行うものとする。
ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

別表

食事療養及び生活療養の費用額算定表

第一 食事療養費

1 入院時食事療養費(Ⅰ)(1 食につき)

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) (2)以外の食事療養を行う場合 | 690 円 |
| (2) 流動食のみを提供する場合 | 625 円 |

- 注 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行った時に、1 日につき 3 食を限度として算定する。
- 注 2 (2)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養として流動食(市販されているものに限る。以下同じ。)のみを経管栄養法により提供した時に、1 日につき 3 食を限度として算定する。
- 注 3 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供した時は、1 食につき 76 円を、1 日につき 3 食を限度として加算する。ただし、(2)を算定する患者については算定しない。
- 注 4 当該患者(療養病棟に入院する患者を除く。)について、食堂における食事療養を行ったときは、1 日につき 50 円を加算する。

～中略～

第二 生活療養

1 入院時生活療養(Ⅰ)

- | | |
|---|-------|
| (1) 健康保険法第 63 条第 2 項第 2 号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 2 項第二号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という)(1 食につき) | |
| イ ロ以外の食事に提供たる療養を行う場合 | 604 円 |
| ロ 流動食のみを提供する場合 | 550 円 |
| (2) 健康保険法第 63 条第 2 項第 2 号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 2 項第二号ロに掲げる療養(以下「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」という。)(1 日につき) | |
- 注 1 (1)のイについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出て当該基準による生活療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該生活療養を行った時に、(1)に掲げる療養として、1 日につき 3 食を限度として算定する。
- 注 2 (1)のロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による生活療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該生活療養として流動食のみを経管栄養法により提供したときに、(1)に掲げる療養として 1 日 3 食を限度として算定する。
- 注 3 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したい時は、(1)に掲げる療養について、1 食につき 76 円を、1 日につき 3 食を限度として加算する。ただし、(1)のロを算定する患者については、算定しない。
- 注 4 当該患者(療養病棟に入院する患者を除く。)について、食堂における(1)に掲げる療養をおこなったときは、1 日につき 50 円加算する。

～以下、省略～